

地震等車両全損特約のしおり

地震・噴火・津波危険「車両全損時一時金」特約

ご存知でしたか？

通常の車両保険では、地震・噴火またはそれらによる津波によって生じた車の損害は補償されません。

そこで、車両保険に**地震等車両全損特約**を付帯することで、以下のような状況に備えられます。



地震



地震で建物が倒壊、車に瓦礫が落下して**全損**となった。

津波



地震による津波で、車が浸水し**全損**となった。

噴火



噴火による噴石や火山灰で車が**全損**となった。

地震等車両全損特約は上記のように、地震・噴火またはそれらによる津波によってご契約の自動車が**全損**^{※1}となった場合に、中古車購入等、生活再建のために臨時に必要な費用の補償として、記名被保険者^{※2}に50万円^{※3}をお支払いします！

※1 全損とは、車両保険および車両全損時臨時費用補償特約(5%)における全損とは異なり、この特約の約款に定める基準に該当した場合をいいます。詳しくは裏面をご参照ください。

※2 記名被保険者とは、保険証券などに記載の被保険者をいい、ご契約の自動車を主に運転する方をいいます。

※3 車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額と同額をお支払いします。

(注) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合など、引受を制限させていただくことがあります。

補償内容は裏面でご確認ください。

【重要】地震等車両全損特約についてのご注意

ご契約いただける場合

車両保険（一般車両保険または「車対車+A」車両保険）をご契約の場合にご付帯いただけます。

*用途車種が二輪自動車および原動機付自転車の場合はご契約いただくことができません。

補償を受けられる方

記名被保険者（車両保険の被保険者はご契約の自動車の所有者ですが、この特約の被保険者は記名被保険者になります。）

補償内容



地震・噴火またはそれらによる津波によってご契約の自動車が**全損**となった場合に、記名被保険者が中古車購入等生活再建のために臨時に必要な費用に対し、50万円*を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。

*車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額と同額をお支払いします。

特約保険料

5,000円（保険期間：1年、払込方法・一括払いの場合）

*車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、車両保険の保険金額と同額をお支払いしますので、特約保険料もそれに応じて変更されます。

| | |
|--|--|
|  保険金をお支払いしない主な場合 | <ul style="list-style-type: none">●ご契約者、記名被保険者、保険金の受取人またはご契約の自動車の所有者等の故意または重大な過失によって生じた損害●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 |
|  ご注意 | <ul style="list-style-type: none">●車両保険にご加入されていても、地震・噴火またはそれらによる津波によってご契約の自動車に生じた損害に対しては保険金は支払われません。補償を受けるにはこの特約を付帯ください。●地震・噴火・津波危険車両全損時一時金をお支払いした場合であっても、当社はご契約の自動車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。 |

全損とは

ご契約の自動車の損害の状態が、約款に定める基準（以下の①～⑧）に該当する場合をいいます。

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|
| ① 車体上部の損傷 右記条件をすべて満たす場合 | ルーフ ③ の 著しい損傷 (注) | 3本以上のピラー ④ の折損、断裂またはこれと同程度の損傷 | 前面ガラスの損傷 後面ガラスの損傷 左右いずれかのドアガラスの損傷 | 左記①～④はこの部分です。 ①ルーフ(天井) ②ピラー(柱) ③サイドシル ④サスペンション(緩衝装置) | |
| ② 車体側部の損傷 右記条件をすべて満たす場合 | 2本以上のピラー ④ の折損、断裂またはこれと同程度の損傷 | サイドシル ⑤ の折損、断裂またはこれと同程度の損傷 | 座席の 著しい損傷 (注) | | |
| ③ 車体底部の損傷 右記(ア～エ)のいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合 | ア 前の左右双方のサスペンション ④ ⊕ これらと接続された部位のフレームの 著しい損傷 (注) | イ 後の左右双方のサスペンション ④ ⊕ これらと接続された部位のフレームの 著しい損傷 (注) | ウ 前の左右双方のサスペンション ④ ⊕ 車体底部の 著しい損傷 (注) | | |
| | エ 後の左右双方のサスペンション ④ ⊕ 車体底部の 著しい損傷 (注) | | | | |
| ④ 原動機(エンジン)の損傷 右記(アまたはイ)のいずれかの場合 | ア 原動機のシリンダーに 著しい損傷 (注)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 イ 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に 著しい損傷 (注)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合 | | | | |
| ⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合 | | | | | |
| ⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合 | | | | | |
| ⑦ 全焼した場合 | | | | | |
| ⑧ ①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき | | | | | |
| (注) 著しい損傷 とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修で原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。 | | | | | |

●このしおりは「地震等車両全損特約」の概要を説明したものです。お申込みの際は**重要事項説明書**を必ずご確認ください。

ご不明な点やご相談はカスタマーサービスセンターにお電話ください。

ご契約者さま専用 ☎ **0120-193-877** 受付時間 [月-金]9:00-20:00 / [土・日・祝]9:00-17:00

新規のお客さま専用 ☎ **0120-577-544** 受付時間 [月-日]9:00-20:00 (祝日を含みます。)